

# 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	監理措置制度における監理人の義務	担当部局	法務省出入国在留管理庁参事官室	規制の区分	新設	評価実施時期	令和2年10月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の内容】                      退去強制手続をとられている外国人のうち、逃亡等のおそれの程度等を考慮して相当である者については、收容することなく、監理人による監理に付して社会内での生活を認めることとする。                      監理人に対しては、被監理者(監理措置に付された外国人)の状況等について、出入国在留管理庁への届出を義務付けるほか、被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督をさせることとする。</p> <p>【目的】                      相当期間にわたり出頭・条件遵守を確保しつつ被監理者を社会内で生活させるに当たり、監理人に対して被監理者の生活状況等を把握させ、出入国在留管理庁に対する届出等をさせることにより、出入国在留管理庁が被監理者の生活状況を適切に把握し、長期收容を防止しつつ、適正な退去強制手続を実現することを目的とする。</p> <p>【必要性】                      退去強制対象者の身柄を拘束することなく退去強制手続を進行させる手段として監理措置を導入することで、長期收容を防止しつつ被監理者の逃亡や不法就労活動を抑止する必要がある。</p>						
	法律又は政令の名称	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(第44条の2～第44条の8、第52条の2～第52条の6関係)					
直接的な費用の把握	改正案			代替案			
遵守費用	監理人において、被監理者の生活状況等の届出に係る各種費用が発生し得るが、監理人は被監理者と協力関係にあり、被監理者からの自発的な情報提供が期待できるため、被監理者の生活状況等の把握等に係る費用は限定的であると考えられる。			被監理者の生活状況等の届出を行った監理人においては、届出に係る費用が発生し得る(この費用は、限定的であると考えられる。)			
行政費用	国において、規制の導入を一般に周知するための費用、届出の受理等に係る業務費用を負担することが考えられる。			国において、規制の導入を一般に周知するための費用、審査等に係る業務費用を要することが考えられる。			
直接的な効果(便益)の把握	退去強制手続をとられている被監理者の身柄を拘束することなく、その逃亡や不法就労活動を防止することが可能となり、人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現することに資する。						
副次的な影響及び波及的な費用の把握	本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものと考ええる。						
費用と効果(便益)との関係	被監理者の生活状況を把握し、指導・監督等を行うために監理人が負担することとなる費用は限定的であるのに対して、監理人の監理の下、人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現するという社会秩序の基本に関わる便益は、極めて大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。						
代替案との比較	規制案と代替案を比較すると、規制案は費用が高い一方、得られる効果も大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。						
その他関連事項	なし						
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後(令和8年目処)以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。						
備考	本評価書について、第62回政策評価懇談会において審議したところ、委員からの質問・意見は別添のとおりであった。						

## 規制の事前評価書(案)に関する意見等に対する回答

No.	委員	規制名	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	監理措置制度における監理人の義務	6ページ ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。	3ページの直接的な効果(便益)の記載にある通り、「人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現すること」の費用対効果は大きいと考えられるが、監理人が負担することになる費用増加については新設の規制影響でありモニタリングの必要があるのではないか。その手法について検討可能なものがありますでしょうか。	監理人の負担については、御指摘を踏まえ、費用面も含めた施行後の運用状況を適切に把握してまいります。
2	伊藤委員	監理措置制度における監理人の義務	①②事前評価書のP2 ③事前評価書のP1	概ねこの内容でよろしいと思います。細かい点ですが、以下指摘させていただきます。 質問: ①[規制の内容] 被監理者に対する指導及び監督も義務付けられるということ、よいか? ②同上「適正な退去強制手続について実現」とあるが、「適正な」とは? また「実現」とは手続を踏むということか? 意見: ③「1規制の目的、内容及び必要性」①についての最後の段落、「その結果、収容を継続しない限り、」の文章で、「収容を継続しない限り、」は要らないのではないか。	①御指摘のとおり、監理措置に付される条件の遵守の確保のために必要な範囲において、被監理者の状況の把握、被監理者に対する指導及び監督を行うことが監理人の責務として求められることとしています。 ②「適正な退去強制手続の実現」とは、送還すべき退去強制対象者について、適正な手続保障の下で人権に配慮しつつ、確実に送還することを意味します。 ③収容に代替する措置である監理措置を新設しない場合は、逃亡や不法就労活動を抑止する手段としては収容によるほかないこととなります。そのような趣旨で、「収容を継続しない限り、」との記載をしたものです。
3	井上委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	○質問です。今回の施策の趣旨が、「長期収容の防止」ということであれば規制強化には当たらない気がします。いかがでしょうか。 ○今回の施策が規制であるという前提に立った場合、施策の効果を考えるとこの施策は妥当であると考えます。ただし、監理人の負担に対しての配慮も一定程度必要であると思われる。	○ 法案では、国籍を問わず監理人になることが可能であり、監理人には届出等の義務が課されることとなるため、規制強化に該当すると考えています。  ○ 御意見を踏まえて、適切に対応いたします。
4	大沼委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	①52条の2の収用に代わる監理措置の期間は「送還可能のときまで」となるのか。そうであるとする「送還可能のとき」とは具体的にはどのような時をいい、また、誰がどのようにして判断するのか。 ②放免することが相当と認めるときは、監理措置に付される者に対し、300万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させるとある。放免することが相当と認めるとは、強制送還の際の旅費を工面できない者をいうのではないのか(誤解の可能性あり)、仮にそうだとすると、そのような者に保証金を納付させるとするのは無理があるのではないのか。 ③監理人となるものについて具体的にはどのような者が監理人となることを想定しているのか。また、この監理人に対する監督は、報告義務を課すだけで十分であろうか。	① 前段については、御指摘のとおりです。 後段については、入管法第52条第3項において、入国警備官は速やかに退去強制令書が発付された者を送還しなければならない旨が定められており、このことは、監理措置に付された者においても変わるものではありません。 したがって、客観的に送還が可能となれば、入国警備官において速やかに退去強制令書を執行し、その者を送還しなければならないこととなります。  ② 監理措置決定は、逃亡のおそれ等を考慮して退去強制対象者の身柄を拘束せずに手続を進めるものであり、当該者の資力を監理措置決定の要件とするものではありません。また、改正法案第52条の2の監理措置に付する者の対象としては、例えば難民認定申請中の者や退去強制令書発付処分取消訴訟を提起している者などが想定されること、このような者のうち相当数は保証金を納付する能力を有しているものと考えております。  ③ 前段については、例えば、被監理者の親族、知人、支援者等を監理人として選定することを想定しております(自然人に限るものではありません。) 後段については、監理人の質を担保するため、監理人が任務を適切に遂行していただけない場合には監理措置決定を取り消す(改正法案第44条の3第6項(第52条の3第6項において準用される場合を含みます。))ほか、そのような方は再び監理人として選定しないものとするなど、適切に対応してまいりたいと考えております。
5	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	逃走防止用の電子アンクレット等の電子機器の採用は検討されていますか。この装置の採用により、監理人の負担も軽減されるとともに、身体拘束を解かれる対象者が増し、国の費用負担も軽減されるのではないのでしょうか。逃走防止用の電子機器の費用は対象者が負担することが前提です。	現時点においては、御指摘のような電子アンクレット等の採用は検討していません。
6	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	監理人に対して重い義務を課すことになるわけなので、適切な報酬の支払いが必要となると考えられますが、その点はどのように検討されているのでしょうか。	御指摘を考慮しつつ、義務が課される監理人へ、同義務についての必要な教示や情報提供等のサポート体制の在り方について、適切な対応を検討してまいります。

No.	委員	規制名	該当箇所	質問・意見	回答
7	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	<p>監理措置の審査期間はどのように想定されていますか。 この監理措置について、行政手続法に準拠して、標準処理期間の定めを置くべきかと思えます。 いかがお考えでしょうか。</p>	<p>監理措置決定に係る審査については、外国人の出入国に関する処分（行政手続法第3条第1項第10号）であり、同法第6条（標準処理期間）の規定が適用されないことから、標準処理期間を法律に規定することは予定しておりません。</p>
8	宮園委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	<p>監理人というのは、刑事政策でいう「保護観察制度」のようなもの、という理解でよいか？ その場合、保護司のような人や、監理人の権限の範囲や内容はどのようになっているのか？ 遵守事項のような規定も想定しているのか？</p>	<p>監理措置は、対象者を社会内で起居させる前提として、その逃亡等を防止するため、監理人の監理に付す制度としています。</p> <p>監理人には、本人の出頭を確保する等の目的に必要な範囲で、被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督をするほか、被監理者からの相談に応じ、各種の支援・援助を行うよう努めていただくこととしております。</p> <p>なお、監理措置に付される者に対しては、逃亡等を防止するために必要と認められる条件（監理措置条件）が付されることとしております。</p>